

15 高校生の就学援助制度の概要

I 県の制度

(内容については改定する場合がありますので事前に確認してください。)

1 神奈川県奨学金（貸付け）

(1) 高等学校奨学金

- 貸付対象（次のア・イのいずれにも該当し、学校長が推薦する生徒）
 - ア 生徒本人又は保護者が神奈川県内に住所を有し、高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部又は専修学校の高等課程）に在学する生徒
 - イ 保護者（同一生計の父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている方）の「都道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」の合算額が507,000円未満であること
- 貸付月額

学年及び学校区分により申込みができる基本月額が異なります。

学年	学校区分	申込みができる基本月額					加算を申込 んだ場合※
		10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	
1年生 (新入生に限る)	国公立	10,000円	20,000円	30,000円	△	△	—
	私立	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	—
上記以外 の生徒	国公立	10,000円	20,000円	△	△	△	30,000円
	私立	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	△	50,000円

※ 貸付月額の加算（1年生（新入生）以外が対象）

国公立20,000円、私立40,000円では必要な学資を賅えない場合に、その事情等を記載した書類を提出することにより、基本月額に10,000円を加算することができます。

- 貸付期間 4月から3月までの1年間
- 申込方法
 - ・ 予約採用 中学3年生の時(11月上旬に中学校を通じてご案内します。)に予約の申込みをすることができます。(申込みの期限があります。)
 - ・ 在学採用 入学後、4月に学校を通じて手続きをします。
 - ※ 家計急変などで年度途中で学資の援助が必要となった場合は随時に受付をします。
- 返還方法 無利息で、卒業後6か月の据置期間を経過した後、貸付期間の4倍以内の期間で返還していただきます。

(2) 短期臨時奨学金

- 高等学校等に在学することとなる生徒の進学準備のための費用に充てられるよう、入学前の3月末に高等学校奨学金の一部に相当する額を前倒して貸し付ける制度です。
- 貸付金額 120,000円
- 対象者 高等学校奨学金の予約採用奨学生として採用された方
- 申込方法 高等学校奨学金の予約採用決定時にご案内します。
- 返還方法 入学後に応募する高等学校奨学金の貸付金の一部と相殺して返還します。

※ 問合せ先 入学した高等学校等の奨学金担当者 または
県教育委員会財務課高校奨学金グループ Tel (045)210-8251(直通)

- (1)(2)のいずれの奨学金も連帯保証人（独立の生計を営む成年者）が原則2人必要になります。
- 奨学金の貸付けにあたっては選考を行いますので、必ず貸付けされるとは限りません。
- 応募要件等は変更される場合がありますので、令和5年度の募集案内（令和5年3月作成予定）を参照してください。

2 高校生等奨学給付金（返還不要）

(1) 対象者（次のア～ウのいずれにも該当する世帯）

- ア 保護者等が神奈川県内に住所を有していること。
- イ 生活保護（生業扶助）受給世帯または住民税所得割非課税世帯であること。
- ウ 就学支援金、学び直し支援金または専攻科支援金受給対象である高校生等がいること。

(2) 支給額（年額）

世帯区分			学校区分	全日制 定時制	通信制	専攻科
生活保護（生業扶助）受給世帯			国公立	32,300円		給付対象外
			私立	52,600円		給付対象外
住民税所得割 非課税世帯	15歳以上 23歳未満の 扶養されている 兄弟姉妹が	いない	国公立	114,100円	50,500円	50,500円
			私立	134,600円	52,100円	52,100円
	いる	国公立	143,700円	50,500円	50,500円	
		私立	152,000円	52,100円	52,100円	

(3) 手続きについて 入学後、学校を通じて手続きをします。

◆ 新入生を対象とした一部早期給付制度や家計急変世帯を対象とした給付制度もあります。

※ 問合せ先 入学した高等学校等の事務室 または

- <国公立> 県教育委員会財務課高校奨学金グループ TEL (045)210-8251(直通)
- <私立> 県福祉子どもみらい局私学振興課助成グループ TEL (045)210-3793(直通)

3 母子父子寡婦福祉資金

- 母子家庭または父子家庭で、生徒の修学等にあたり、経済的に援助を必要としている方を対象に資金の貸付けを行っています。

○ 貸付額

修学に必要な資金（修学資金）

公立	月額 18,000円以内(上限額 27,000円)
私立	月額 30,000円以内(上限額 45,000円)

（自宅外の通学は、増額貸付けが受けられます。特に認める場合に限り上限額まで貸付可能です。）

入学に必要な資金（就学支度資金）

公立	150,000円以内
私立	410,000円以内

（自宅外の通学は、増額貸付けが受けられます。）

- 問合せ先
 - ・横浜、川崎、相模原、横須賀にお住まいの方は、各市の母子父子福祉担当課
 - ・その他の市町村在住の方は、お住まいの市 または
県福祉子どもみらい局子ども家庭課家庭福祉G TEL (045)210-1111(内線 4671、4677)

II 市町村の奨学金制度

市町村の奨学金制度

市町村の奨学金制度は、市町村ごとに申請締切日や年収額などの要件がことなりますので、詳細については、お住まいの市町村の教育委員会にお問い合わせください。

III その他の学費助成制度

名 称	団 体 名	問い合わせ先
国の教育ローン	日本政策金融公庫	教育ローンコールセンター (0570)008656 または (03)5321-8656 または日本政策金融公庫各支店
交通遺児育英会奨学金	(公財) 交通遺児育英会	(0120)521286(フリーダイヤル)
生活福祉資金	(社福) 神奈川県社会福祉協議会	(045)311-1426
教育ローン	一般市中金融機関	